

## 重要事項説明書（なのみこども園のしおり）

### 1、事業者

事業者の名称	社会福祉法人 なのみ福祉会
代表者の氏名	理事長 黒川 太
事業者の所在地	中津市大字大悟法453番地5
事業者の電話番号	0979-32-6623

### 2、施設の目的及び運営方針等

乳幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき教育・保育を一体的に提供する。

- ① 良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- ② 子どもの意思及び人格を尊重し、子どもとの信頼関係を十分に築き、常に子どもの立場に立って、教育・保育を提供するよう努める。
- ③ 家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を一体的に行う。
- ④ 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。
- ⑤ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)及び子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)その他の関係法令を遵守して運営する。

#### 【教育・保育理念】

子どもの尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかで、心豊かに育成されるよう支援する。

#### 【教育・保育方針】

子ども達一人ひとりの思いを大切に、遊びや子ども同士の関わりを通して、考える力、思いやり、豊かな人間性が育つよう教育・保育する。

#### 【教育・保育目標】

- ・元気に挨拶をする子ども
- ・基本的な生活習慣の自立ができる子ども
- ・自分で考えて行動する子ども
- ・感性豊かな子ども
- ・自分を信じ、愛することができる子ども
- ・自分を律することができる子ども

### 3、園の環境

名称	なのみこども園
所在地	中津市大字大悟法453番地5
電話番号	0979-32-6623
管理者	園長 黒川 太一
法人設立年月日	昭和52年7月29日
事業認可年月日	昭和52年5月16日

利用定員 (125人)	<b>【1号認定】</b> ・3歳児 5人                      ・4、5歳児 10人 <b>【2号認定】</b> ・3歳児 20人                      ・4、5歳児 32人 <b>【3号認定】</b> ・0歳児 16人    ・1歳児 21人    2歳児 21人
職員数	35人(変動あり)
職員研修の実施状況	資質の向上、業務のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医	医科 賀来内科循環器科医院 賀来 有未 歯科 毎年歯科医師会が決定(現時点 未定)

#### 4、開園日・開園時間

開園日	月曜日～土曜日
開園時間	7時10分～18時10分まで

#### 5、教育・保育を提供する日等

##### 【1号認定】

提供する曜日	月曜日～金曜日	
教育時間	教育標準時間 7時10分～13時30分まで	
預かり保育	保育時間	13時30分～15時まで
		平日 13時30分～16時30分まで
		13時30分～18時10分まで
		土曜日及び 7時10分～15時まで 長期休暇中 7時10分～18時10分まで
延長保育	保育時間	18時10分～18時40分まで(土曜日を除く。)
休園日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)	
	長期休暇 夏	8月12日～8月16日まで
	〃 冬	12月24日～12月28日まで
	〃 学年末	3月27日～3月31日まで
その他園長が必要と認めた日		

##### 【2号・3号認定】

提供する曜日	月曜日～土曜日	
保育時間	保育標準時間	7時10分～18時10分まで
	保育短時間	8時30分～16時30分まで
延長保育	保育標準時間	18時10分～18時40分まで(土曜日を除く。)
	保育短時間	朝 7時10分～8時30分まで
		夕方 16時30分～18時10分まで
休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)	

## 6、施設の概要

敷地面積	2, 582.58㎡
建物	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 総床面積886. 68㎡
施設の内容	乳児室・・・1室 ほふく室・・・1室 保育室・・・4室 遊戯室・・・1室 調理室・・・1室 (大分県が定める基準面積等を満たしています。)

## 7、職員体制

園長・・・1人 副園長・・・1人 主幹保育教諭・・・2人  
 保育教諭(保育士・看護師含む)・・・27人以内 調理員・・・4人 事務員・・・2人  
 (嘱託医・・・2人)

## 8、保護者の負担について

(1) ・基本保育料・・・・・・・・基本保育料は市町村が決定します。

・食材料費(主食費、副食費)の額は、施設が決定します。

(2) 利用者負担(実費徴収)

保育料等のほかに、保護者に負担していただくものとして次のものがあります。

① 保護者の方が準備を忘れてたりして、園備え付けのものを利用したときなど

ア、紙おむつ・紙パンツ・・・・・・・・50円 イ、幼児用パンツ・・・・・・・・400円

ウ、汚れ物入れ用のビニール袋・・・20円 エ、マスク・・・・・・・・20円

② 体操服、ハッピーのクリーニング代金

③ その他園服、帽子など保護者の方に負担して頂くときは、事前にお知らせします。

(3) 延長保育料

延長保育(土曜日を除く。)	18時10分～18時40分まで	1人1回当たり	200円
延長保育	7時10分～8時30分まで	1時間当たり1人	200円
	16時30分～18時10分まで	1時間当たり1人	200円

(4) 預かり保育料(1号認定児のみ)

預かり保育料	月曜日～金曜日	13時30分～15時まで	日額200円(月額3,000円)
		13時30分～16時30分まで	日額250円(月額4,000円)
		13時30分～18時10分まで	日額300円(月額5,000円)
	土曜日及び 長期休暇	7時10分～15時まで	日額600円
		7時10分～18時10分まで	日額700円

## (5)食材料費 1号認定児及び2号認定児

主食費 月額 1,000円	副食費 月額 4,500円
---------------	---------------

年度途中3歳になり、1号認定に変更した子どもを除き、主食を持参した場合は主食費を徴収しません。

また、年収360万円未満(1号認定3-2階層以下、2号認定4-2階層以下)の世帯の子ども及び第3子以降の子どもの副食費は免除となります。

## 9、給食について

当園の給食方針	給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。食材は「地産地消・季節を感じる旬の材料」を心がけています。おやつは、手作りを中心に、安全で子どもが喜ぶものを提供しています。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(指示書)を園に提出して下さい。個別にご相談のうえ、診断書(指示書)に基づき、当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応いたします。

## 10、年間の行事予定(主なもの)

月	行事内容
4月	新入園児受付、消防署見学(4・5歳児)
5月	野菜の植え付け、園児健康診断、手作り弁当日・遠足
6月	個人面談、歯科健診、なのみ祭り
7月	プール開き、ソーメン流し、七夕集会、スイカ割り
8月	水難体験、プール納め
9月	手作り弁当日
10月	運動会、園児健康診断
11月	菊花展見学、芋ほり・芋きんとん作り、歯科健診、七五三参拝 手作り弁当日、ポンポン菓子作り見学
12月	クリスマス会、もちつき、生活発表会、小学校見学
1月	寒げいこはじめ、クッキング、卒園記念写真撮影
2月	豆まき、お店屋さんごっこ、ケーキ作り、自由参観
3月	手作り弁当日、卒園式、お別れ遠足、在園児・新入園児説明会、 ポップコーン作り見学

### 11、緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者並びに保護者の指定する医療機関及び消防署等へ速やかに連絡するとともに、園児の様子を詳細に記録し、医療機関等へ説明します。また、必要な場合は、嘱託医等に相談するなどの措置を講じます。

<緊急連絡先>

中津消防署	電話番号 119又は22-0001
中津警察署	電話番号 110又は22-2131
中津市	電話番号 22-1111(担当課 保育施設運営室)

## 12、要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に関する窓口等を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決責任者 園長</li> <li>・苦情受付担当者 副園長及び主幹保育教諭</li> <li>・ご利用時間 8時～17時</li> <li>・電話番号 0979-32-6623 ・FAX 0979-32-6649</li> </ul> 苦情受付担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。	
第三者委員	西 勢津子	電話番号 0979-32-5670 役職等 なのみ福祉会 監事
	平原 恵美子	電話番号 0979-32-3504 役職等 中津市民生児童委員
ご助言箱の設置	玄関内に「ご助言箱」を設置しています。	

## 13、非常災害時の対策

非常時の対応	当園が定めた「危機管理マニュアル」により対応します。
避難・消火訓練	毎月1回以上実施しています。

〈避難場所〉

第一避難場所	園庭
第二避難場所	当園横の畑
第三避難場所	上如水公園

## 14、利用者に対するの保険

(三井住友海上火災保険株式会社)

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	身体の障害(傷害、疾病及びこれらに起因する後遺障害、死亡を含む。)
保険金額	支払限度額 1名10億円(1事故10億円)

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

○災害共済給付制度

・災害の範囲と給付金額(概略)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷 疾病	その原因である事由が当園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療保険各法に基づく療養に要する費用の4/10
障害	上欄の負傷、疾病などが治った後に残った障害	障害見舞金 3,770円～82万円
死亡	園の管理下において発生した死亡	死亡見舞金 1,400万円～2,800万円

上記災害共済給付金制度の加入に当たっては、保護者の同意が必要です。

※上記の保険及び災害共済の加入に係る掛金等は、全額当園が負担します。

## 15、個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、次の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・園舎内における園児の氏名及び写真の掲載並びに行事の際のプログラムなど保護者配付物における園児氏名の掲載。
- ・緊急時等において、病院その他の関係機関に対し情報提供が必要なとき。
- ・園児が利用している又は利用した他の機関との連絡調整等が必要なとき。
- ・中津市その他の行政機関・教育機関及び医療・福祉・保健の機関への申請、報告、手続及び連絡調整が必要なとき。
- ・損害賠償責任保険等に関わる専門機関、保険会社への届出、手続が必要なとき。
- ・その他法令に基づいて個人情報を提供するとき。

※上記以外の理由で個人情報の提供が必要ときは、その都度保護者等の意向を確認させていただきます。(園舎内以外の場所において、絵画等の展示をする場合で園児氏名が必要なときは、記載させていただきます。)

## 16、契約解除(退園)について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除(退園)となる場合がありますので、ご注意ください。  
また、下記の(1)(2)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談ください。

- (1) 教育・保育に係る利用者負担額(基本保育料、預かり保育料、食材料費等)の支払いが2ヶ月以上滞納し、期間を定めた催告にも関わらず支払われない場合
- (2) 正当な理由がなく、1ヶ月以上当園を休んだ場合